

種目④ 情報・意思疎通支援用具

用具の名称		対象者	性能等	耐用年数	基準額(円)
携帯用会話補助装置					
	音声機能もしくは言語機能障害がある者又は肢体不自由者であって発声・発語に著しい障害がある者		携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	98,800
情報・通信支援用具					
	上肢機能又は視覚障害2級以上の者		視覚障害者用ワードプロセッサ、障害者向けのパーソナルコンピュータの周辺機器及びアプリケーションソフト	—	100,000
点字ディスプレイ					
	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害がある者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上）であって、必要と認められる者		文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500
点字器					
	視覚障害2級以上の者	障害者等が容易に使用し得るもの（付属品として点筆を含む）			
		標準型	A 32マス18行、両面書真鍮板製	7年	10,400
			B 32マス18行、両面書プラスチック製		6,600
		携帯型	A 32マス4行、片面書アルミニウム製	5年	7,200
			B 32マス12行、片面書プラスチック製		1,650
点字タイプライター					
	視覚障害2級以上の者（本人が就労もしくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る）		障害者等が容易に使用し得るもの	5年	63,100
視覚障害者用ポータブルレコーダー					
	視覚障害2級以上の者		録音再生機、再生専用機、テープレコーダーで障害者等が容易に使用し得るもの	6年	89,800
視覚障害者用活字文書読上げ装置					
	視覚障害2級以上の者		文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	115,000
視覚障害者用拡大読書器					
	視覚障害がある者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者		画像入力装置によって印刷物等が拡大された画像（文字等）としてモニターに映し出せるもの	8年	198,000
視覚障害者用時計					
	視覚障害2級以上の者（なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする）	障害者等が容易に使用し得るもの			
		A	触読式	10年	10,300
		B	音声式		13,300
聴覚障害者用通信装置					
	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害がある者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者		一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器で、障害者等が容易に使用し得るもの	5年	128,000
聴覚障害者用情報受信装置					
	聴覚障害がある者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者		字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	6年	88,900
人工喉頭					
	喉頭摘出者	A	笛式 呼吸によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（付属品として気管カニューレを含む場合は3,100円増しとする）	4年	5,000
		B	電動式 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電池又は充電器を含む）	5年	70,100
点字図書					
	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害がある者		点字により作成された図書	—	必要と認められた額